

お客様各位

中日本高速道路株式会社  
八王子支社

## E T Cコーポレートカード利用約款の改定について

平素より、E T Cコーポレートカードをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

平成28年10月1日から、東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株）、西日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）及び本州四国連絡高速道路（株）（以下、「高速道路6会社」という。）は、車両制限令違反の更なる抑止を目的として、違反者に対する割引停止措置等の実施について統一的な運用を実施いたします。

つきましては、統一的な運用の実施に合わせて、E T Cコーポレートカード利用約款を改定の上平成28年10月1日（土）に施行いたしますのでご案内申し上げます。

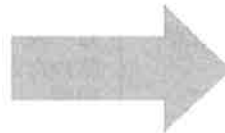
### 記

#### 変更のポイント

- N E X C O 3社に加え、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）及び本州四国連絡高速道路（株）が管理する道路においても割引停止措置等を適用いたします。

#### 現状

違反を行った道路	割引停止措置等
東、中、西日本	あり
首都、阪神、本四	なし



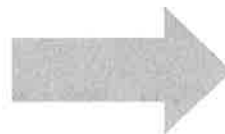
#### 変更後

違反を行った道路	割引停止措置等
東、中、西日本	あり
首都、阪神、本四	あり

- 車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、割引停止措置等に反映します。  
※ 車両制限令違反に対する点数は、6会社が管理するすべての道路の違反点数を合算します。

#### 現状

違反を行った道路	違反情報の共有
東、中、西日本	あり
首都、阪神、本四	なし



#### 変更後

違反を行った道路	違反情報の共有
東、中、西日本 首都、阪神、本四	あり

#### E T Cコーポレートカード利用約款改定内容

裏面のとおり

#### 割引停止措置等の実施方法

詳細については、弊社ホームページをご覧ください。  
<http://www.c-nexco.co.jp/etc/discount/frequency/>

以上

## 【新旧対照表】

改正前	改正後
<p>(カードの利用申込み) 第3条 1、2項 省略 3 次の各号のいずれかに該当するときは、申込者のカードの利用申込みを受け付けることはできません。 一～三号 省略 四 申込者が、三会社が管理するいずれかの道路において車両制限令（昭和36年政令第265号）に違反した場合で、窓口会社がカードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき。</p> <p>五～十三号 省略 (契約者のカードの一部に対する割引停止及び利用停止) 第23条 窓口会社は、カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの一部について割引を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の割引の停止については、当該カード利用者が所属する組合員のカードの全部について行うものとします。 一～三号 省略 四 車両制限令に違反したとき又は三会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反して有罪の裁判が確定したとき。</p> <p>五 本約款に違反する行為をしたとき。 六 カード利用者として不適当な行為をしたと窓口会社が認めたとき。 附則 1 本約款は、平成26年4月1日から施行します。 2 平成17年10月1日施行のETCコーポレートカード利用約款（以下「旧約款」といいます。）は、本約款の施行をもって廃止します。 3 本約款の施行日より前に旧約款に基づき行ったカードの利用申込み等については、本約款に基づき行われたものとみなし、本約款を適用します。</p>	<p>(カードの利用申込み) 第3条 1、2項 省略 3 次の各号のいずれかに該当するときは、申込者のカードの利用申込みを受け付けることはできません。 一～三号 省略 四 申込者が、三会社、<b>本四会社</b>、<b>首都会社</b>及び<b>阪神会社</b>（以下「六会社」といいます。）が管理するいずれかの道路において車両制限令（昭和36年政令第265号）に違反したことがある場合で、窓口会社がカードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき。 五～十三号 省略 (契約者のカードの一部に対する割引停止及び利用停止) 第23条 窓口会社は、カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの一部について割引を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の割引の停止については、当該カード利用者が所属する組合員のカードの全部について行うものとします。 一～三号 省略 四 <b>六会社</b>が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反して<b>六会社</b>のいずれかから警告を受け、警告を受けた日から3月以内に<b>六会社</b>が管理するいずれかの道路において再び車両制限令に違反したとき 五 <b>六会社</b>が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、当該違反が特に悪質であると当該道路を管理する<b>会社</b>が認めたとき。 六 本約款に違反する行為をしたとき。 七 カード利用者として不適当な行為をしたと窓口会社が認めたとき。 附則 1 本約款は、平成<b>28年10月1日</b>から施行します。 2 平成<b>26年4月1日</b>施行のETCコーポレートカード利用約款（以下「旧約款」といいます。）は、本約款の施行をもって廃止します。 3 本約款の施行日より前に旧約款に基づき行ったカードの利用申込み等については、本約款に基づき行われたものとみなし、本約款を適用します。</p>

- ETCコーポレートカード利用約款に関するお問い合わせ  
中日本高速道路株式会社 八王子支社 大口・多頻度窓口  
TEL 042-691-1171（代表）  
お問い合わせ受付時間／9時から18時まで（土・日・祝日を除く平日）
- 車両制限令に関するお問い合わせ  
中日本高速道路株式会社 八王子支社 交通管制チーム  
TEL 042-691-1171（代表）  
お問い合わせ受付時間／9時から17時まで（土・日・祝日を除く平日）